

県外業者用

宮崎県外に建設業法上の本店（主たる営業所）がある申請者の方
国土交通大臣許可・宮崎県以外の都道府県知事許可を問わない

入札参加資格審査申請の手引き

（建設工事）

令和4・5年度**定期**認定分
（令和**4**年**4**月1日認定）

宮崎県県土整備部管理課

I 提出手続

1 対象業者

(1) 大臣支店許可業者

国土交通大臣許可を受けた建設業者のうち、宮崎県内に建設業法上の従たる営業所〔その他の営業所〕（本店を除く）を置く者

(2) 任意許可業者

宮崎県内に建設業法上の営業所がない建設業者

※ 建設業法上の営業所とは

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指すが、具体的には建設業許可申請書別紙二(1)・(2)に記載する営業所のことをいう。入札参加資格審査の申請の前に、必ず許可申請書別紙二の営業所を確認してください。

2 受付期間及び受付場所

期間：令和3年11月1日（月）から令和3年11月10日（水）まで

場所：県土整備部管理課（宮崎県庁防災庁舎9階）

※ 受付場所へ持参又は郵送してください。

※ 持参の場合は受付場所の開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 認定の時期、有効期間

(1) 資格認定日

令和4年4月1日

(2) 有効期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

4 提出書類について

(1) 申請する業種に格付け5業種（土木、建築、電気、管、舗装）を含む者

提出書類；○（必須）、●（必須）、△（該当する場合のみ提出）、▲（該当する場合のみ提出）

（※P4 書類一覧参照）

(2) 格付け5業種の申請をしない者

提出書類；○（必須）、△（該当する場合のみ提出）

【注意事項】

〔注1〕総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）1期分

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの間に審査基準日が属するもの

※申請書の提出時点で総合評定値通知書がない場合

①経営事項審査の各審査庁に提出した経営事項審査の申請書（受付印のあるものに限る）の1枚目の写しを提出

②基準決算日（R2.8.1～R3.7.31にある決算日）以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を提出

③令和4年2月28日までに総合評定値通知書を提出

①～③のうち一つでも提出がない場合には、資格を認定しません。

(注2) 県税納税証明書 ※大臣支店業者のみ。任意業者は不要です！

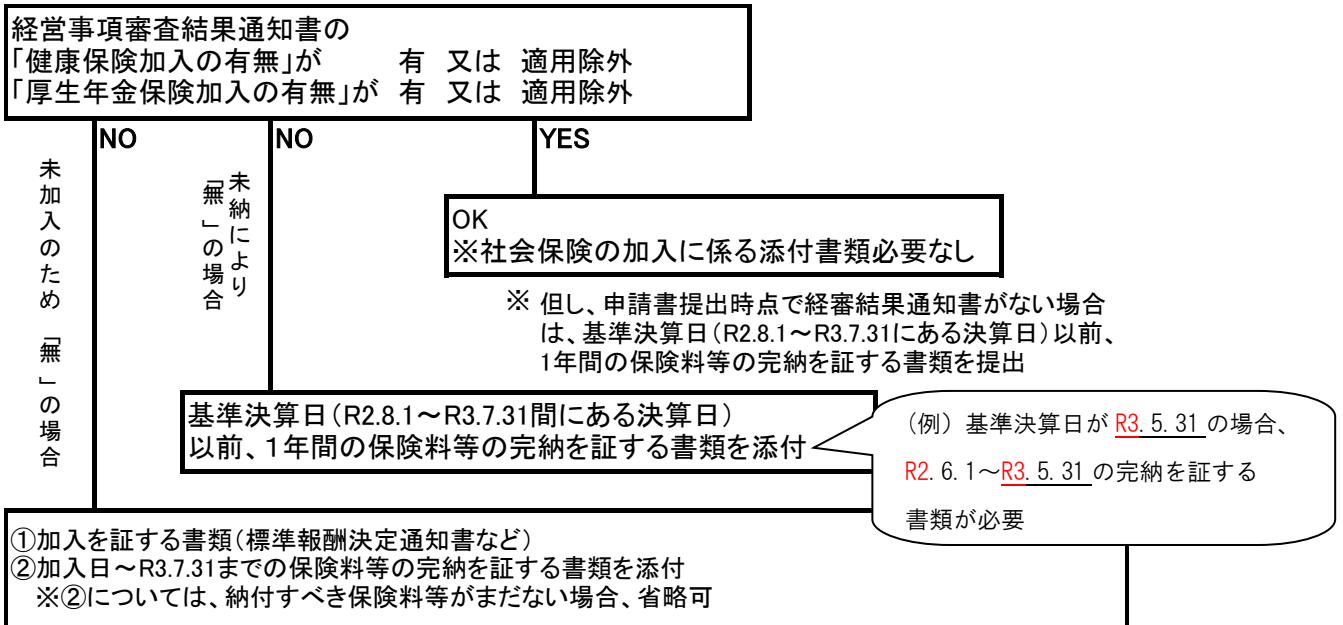
宮崎県税の個人県民税及び地方消費税を除く全税目の徴収金（本税のほか、延滞金等を含む。）について未納がない旨の証明を受けること。他都道府県の納税証明書は不要です。
証明年月日が令和3年7月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。

(注3) 消費税及び地方消費税納税証明書（その3関係）

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。
なお、証明年月日は令和3年7月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。
（※証明書は、「その3」関係のみ受け付けます。その3の2、その3の3でも可です。その1、その2、その4では受け付けません。）

(注4) 社会保険完納証明書

経営事項審査の(4)その他の審査項目（社会性等）の健康保険加入及び厚生年金保険加入のいずれかが「無」になっている場合、下表に従い社会保険料の完納証明等の書類を提出すること。証明書は写しの提出でもよい。
※経営事項審査で健康保険及び厚生年金保険加入「有」又は「適用除外」の場合は不要。



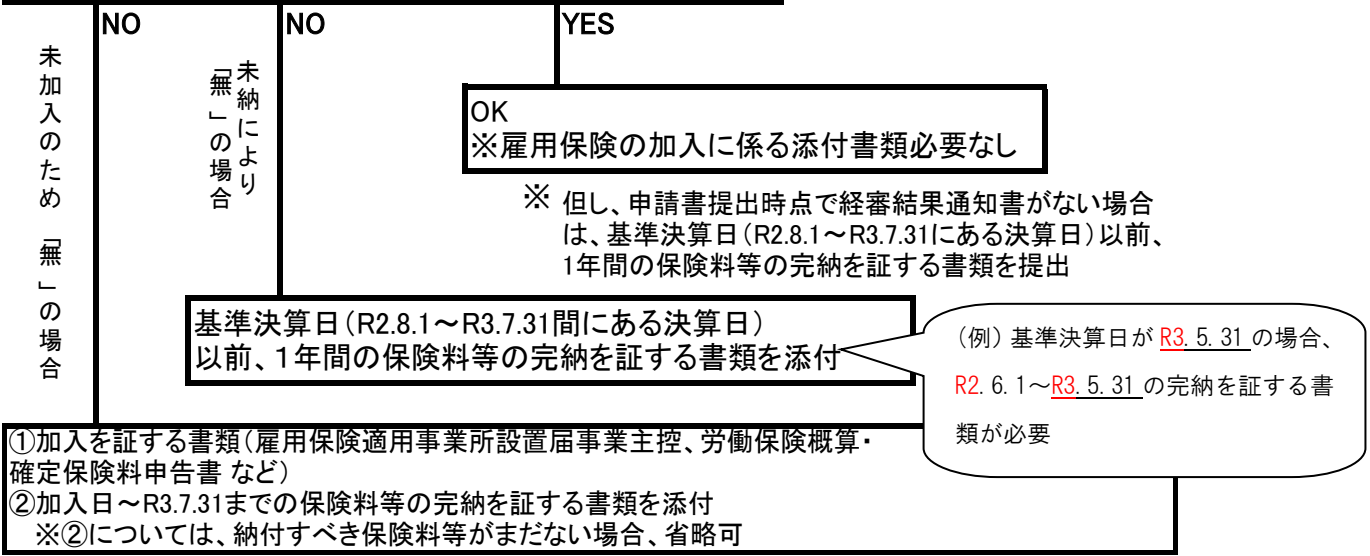
(注5) 雇用保険完納証明書等

雇用保険は加入のみではなく、保険料の完納が申請要件です。（加入義務のない者を除く。）

※雇用保険に加入義務があるのは、従業員（法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く）を1人でも雇用する事業所となります。

雇用保険の加入状況等を確認するために必要な書類は、下記のとおり、加入時期等によって異なりますので、御注意ください。※証明書は写しの提出でもよい。

経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」が 有 又は 適用除外



※下記に該当する方の申請は受け付けることができません。

- 社会保険に加入義務がありながら未加入
- 社会保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある
- 雇用保険に加入義務がありながら未加入
- 雇用保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある

社会保険に加入義務があるのは、法人及び従業員が5人以上の個人事業所となります。
 また、雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

(注6) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 ※大臣支店業者のみ。任意業者は不要です!

従業員から特別徴収して納付した個人住民税の領収証書の写しを添付すること。領収証書がない場合は、次の内容について宮崎県内に従たる営業所が所在する市町村から確認を受けること。

- 特別徴収を実施しているが領収証書がない場合・・・実施確認
- 特別徴収の対象者となる従業員等がない場合・・・特別徴収対象者がいない確認
- 特別徴収を実施していない場合・・・今後は特別徴収を開始することについての誓約

(注7) 新型コロナウイルス感染症等の影響により税などの徴収猶予等を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、当面の間、その影響を受けたことにより、県税・国税、社会保険料及び雇用保険料の支払について猶予を受けている場合は、そのことを示す許可通知書等の提出があれば、未納として取り扱わず、申請を可能とします。

- 消費税及び地方消費税・・・納税の猶予許可通知書
 ※該当条項に新型コロナ臨時特例法による猶予であることが記載されており、猶予期間が満了していないものに限る
- 県税・・・徴収猶予許可通知書
- 社会保険料及び労働保険料等・・・納付の猶予(特例)許可通知書

【注8】業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する調書）

以下の1から3までの関係に該当する者の有無について「業態調書」を提出すること。記入に当たっては、別添「業態調書の記入に当たっての留意事項」を参照すること。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

【書類一覧】

No.	書類の名称	大臣支店	任意
①	競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○
②	営業所一覧表（第3-2号）	○	○
③	技術等評価数値確認総括表（様式第4-2-2号）	●	●
	（添付書類） エコアクション21認証・登録証の写し	▲	×
	公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し	▲	×
④	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	○	○
⑤	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	○	○
⑥	県税納税証明書（全項目に未納がないことの証明）の写し	○	×
⑦	消費税及び地方消費税納税証明書（その3）の写し	○	○
⑧	社会保険への加入を証する書類、完納証明書 （写し可。経審結果通知書提出で社会保険「有」、「適用除外」の場合は不要）	△	△
⑨	雇用保険への加入を証する書類、完納証明書 （写し可。経審結果通知書提出で雇用保険「有」、「適用除外」の場合は不要）	△	△
⑩	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（第19号）	○	×
⑪	業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する書類）	○	○
⑫	令和2・3年度入札参加資格審査結果通知書の写し	△	△

※○＝全業種で必須、●＝格付5業種のみ必須

△＝全業種で該当する場合のみ提出、▲＝格付5業種で該当する場合のみ必須

×＝審査対象としない

※任意許可業者で郵送される場合： 後述の「7 提出方法（2）②」に記載のとおり、**返信用封筒の同封**もお願いします。（返信用封筒には返信用切手（副本の返送が可能な金額）を貼付しておいてください。当方では郵送料は負担いたしかねます。）

5 申請書の綴じ方等

提出書類はすべてA4サイズとする。添付書類についてもすべてA4サイズに拡大・縮小コピーして提出してください。

上記「4 提出書類」の一覧表の番号順に並べ、左側長辺に2カ所穴を開けた上で、綴じ紐により綴じてください。

なお、ファイル等に綴じたり、ステープラー（ホッチキス）等で留めたりしないでください。

※ただし、閲覧用はステープラー（ホッチキス）で留めてください。

6 提出部数

正 本 1部

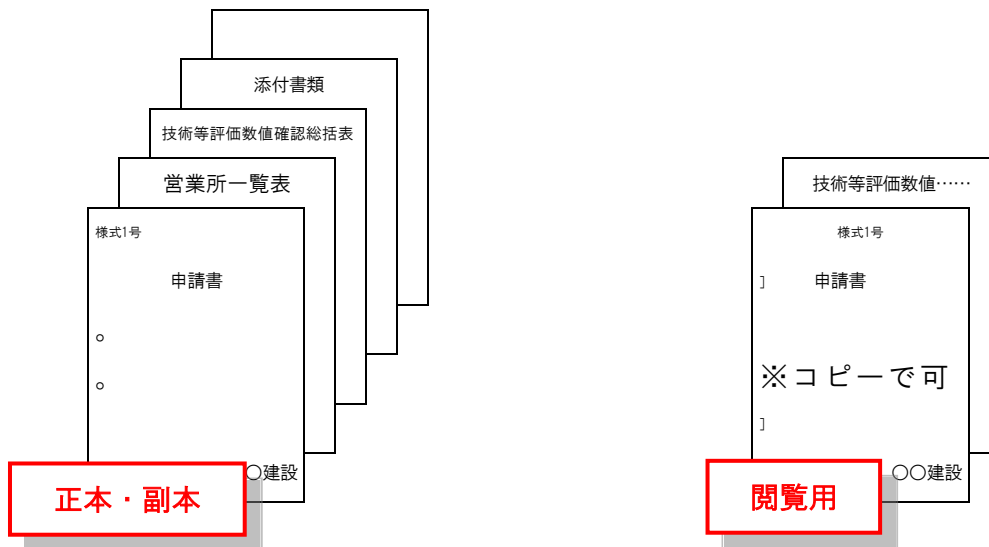
副 本 1部（副本は受付後に返却する。正本一式のコピーで可。）

閲覧用 1部（様式第1号及び様式第4-2-2号）一ホッチキス留め

綴じ紐

※様式第4-2-2号は格付業種がある場合のみ、添付書類は不要。

（イメージ図）



7 提出方法

受付場所へ持参又は郵送してください。

※ 郵送の場合の留意事項

- ① 封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きの上、書留又は簡易書留により送付してください。

送付先 〒880-8501
宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当

- ② 上記「6 提出部数」の部数（正本1部、副本1部、閲覧用1部）を送付し、受付後の副本
- ③ 返送用の封筒を同封してください。（返信用封筒には、返送用切手（副本の返送が可能な金額）を貼付しておいてください。当方では郵送料は負担いたしかねます。）

- ④ 上記「2 受付期間及び受付場所」の期間中に送付してください。(受付期間中の消印があるもののみを有効とします。)
- ⑤ 書類不備等により入札参加資格の認定を受けられない場合があるので、郵送の際は、提出書類に漏れがないよう（漏れ等があった場合、入札参加資格は認定しません。）に特にご注意ください。

8 その他

- (1) 提出書類のうち、他の様式での代用を認めている書類以外については、県が示した様式を使用してください。
なお、様式は宮崎県ホームページからダウンロードできます。
- (2) 会社パンフレットなど、必要提出書類以外の書類は提出しないでください。
- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

(4) 申請書の閲覧

格付け5業種（土、建、電、管、舗）の入札参加資格審査の申請をする者については、「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」及び「技術等評価数値確認総括表（様式第4-2-2号）」を、格付け5業種の申請をしない者については、「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」を公衆の閲覧に供します。

閲覧開始時期は、入札参加資格の認定日以降とし、閲覧場所は県土整備部管理課閲覧室とする予定です。

9 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当
電話番号 0985-26-7176